

船舶事故調査報告書

令和元年11月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成31年1月28日 05時30分ごろ
発生場所	三重県紀宝町鵜殿港北北東方沖 鵜殿港南防波堤灯台から真方位019°4.6海里付近 (概位 北緯33°48.5′ 東経136°03.2′)
事故の概要	漁船新成丸は、揚網作業中、転覆した。
事故調査の経過	平成31年2月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 新成丸、4.0トン
船舶番号、船舶所有者等	ME3-63205（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約4～5m/s、視界 良好 海象：波向 東、波高 約3m、潮汐 低潮時、水温 約17℃ 紀宝町には、1月28日04時39分に強風注意報が発表されており、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、えび網を揚収中、船長が、長さ約150mのえび網6枚のうち4枚目の網を揚げ始めたところ、波が甲板上に打ち込んで甲板に海水が滞留してきたので、転覆の危険を感じ、漁場から離れようと、揚収中のえび網を切断したものの、波高約3mの波を船尾方から受け、海水が船内に流入して転覆した。 船長は、救命胴衣を着用していなかったが、自力で陸岸に泳ぎ着いた。 船長は、本事故当日、気象及び海象が悪くなかったため、出港することとした。
分析	本船は、強風注意報が発表されている状況下、船長がえび網の揚網作業を続けたことから、波高約3mの波を船尾方から受け、海水が船内に流入して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、強風注意報が発表されている状況下、船長がえび網の揚網作業を続けたため、波高約3mの波を船尾方から受け、海水が船内に流入して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型の船舶は、風波の影響を受けやすいので、堪航性、気象及び海象等を考慮し、操業の可否を慎重に判断すること。

	・ 小型船舶の暴露甲板では、救命胴衣を着用すること。
--	----------------------------